

大社 2022 発 12 号  
令和4年9月18日

組合員各位

大分県社交飲食業生活衛生同業組合  
理事長 佐藤 昭次郎

### カラオケの包括使用料に係る利用割合の反映について

平素は組合の事業運営にあたりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、JASRAC 以外の著作権管理事業者(株式会社 NexTone)の参入により 2022 年 10 月からカラオケの著作物使用料に「利用割合」が反映されます。詳細は添付資料「カラオケの包括使用料に係る利用割合の反映について」を参考にして下さい。

\*組合員さんは変更手続きは不要です。

\*9 月中旬に案内が来て10月より料金に反映されます。

2022 年度中にご請求する使用料(2022 年 10 月ご請求分から 2023 年 3 月ご請求分まで)に反映させる利用割合の値は、後日 JASRAC のホームページで公表いたします(通信カラオケ機器に収録されている楽曲のデータの現状からいたしますと、限りなく 100%に近い値になるものと見込まれます)。そのため、ご請求金額への影響は、1~数十円程度(0.1%未満)の減額を見込んでいます。

### 著作物使用料(包括使用料)に利用割合を反映する経緯

JASRAC は、日常的に、さまざまなジャンルの音楽、たくさんの楽曲数を利用する利用を対象として、利用の有無、回数などを問わず、定額または定率によって算出する包括使用料を使用料規程に定めています。

2001 年 10 月に施行された著作権等管理事業法により、音楽著作権の管理市場には、JASRAC 以外の管理事業者(他の管理事業者)が参入できるようになりました。

2009 年、放送分野において、利用割合を反映していない著作権使用料(包括使用料)による JASRAC の徴収方法が、他の管理事業者の参入障壁になっているとして、公正取引委員会から、独占禁止法の行政処分である排除措置命令を受けました。この命令は、最高裁の判決を経て、JASRAC が公正取引委員会に対する審判請求を取り下げたことにより確定しました。

これらの経緯をふまえて、独占禁止法コンプライアンスの観点で、放送の分野だけでなく、インタラクティブ配信、CD レンタル、コンサート等の分野で、その著作物使用料(包括使用料)に、利用割合を反映する取組を行ってきており、今回その一環として、本年 10 月から、カラオケの著作物使用料(包括使用料)にも、利用割合を反映することとしました